

○農林水産省告示第七百八十号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の二の項の台湾から発送されるソロ種のパイヤの生果実並びにアーツイン種、カイト種及びハーディン種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定

め、昭和五十七年六月一日から施行し、昭和五十一年六月十二日農林省告示第五百七十八号（植物防疫法施行規則別表一の二の項の台湾から発送されるソロ種のパイヤ生果実並びにアーツイン種及びハーディン種のマンゴウ生果実に係る農林大臣が定める基準を定める件）は、昭和五十七年五月三十一日限り廃止する。
昭和五十七年五月二十日
農林水産大臣 田澤 吉郎

一 植物及び地域

ソロ種のパイヤの生果実並びにアーツイン種、カイト種及びハーディン種のマンゴウの生果実であつて、台湾の植物防疫機関が濃密な病虫害防除が行われる地区として指定した地域で生産されたものであること。

二 輸送方法

船積貨物、航空貨物又は航空携行手荷物（旅客又は乗務員の携帯品であつて、当該旅客又は乗務員と同一の航空機で運ばれるものをいう。以下同じ）として輸入されたものであること。

三 生産地における検査及び証明

（一）台湾の植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、有害動物及び有害植物が付着していないことを認め、又は信する旨記載されている台湾の植物防疫機関が発行した植物検査証明書が添付してあるものであること。

（二）（一）の植物検査証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。
ア ミカン コミバエ 又は ウリミバエ（以下「ミバエ類」という。）に侵されていないものであること。

イ 四の消毒が行われたものであること。
（三）（一）の植物検査証明書には、（二）の検査及び四の消毒の実施を確認した旨の植物防疫官による付記がなされていること。

（四）航空携行手荷物として輸入される場合にあっては、（二）の植物検査証明書又はその写しがそのこん包の表面に添付されているものであること。

四 生産地における消毒

（一）パイヤ生果実については、四十六度から五十度までの温水中に二十分間浸漬した後、くん蒸施設において、その内容積一立方メートル当たり十四グラムのエチレンダイブロマ

イドを使用して二十度以上の温度で二時間くん蒸すること。

（二）マンゴウ生果実については、くん蒸施設において、その内容積一立方メートル当たり十六グラムのエチレンダイブロマイドを使用し、二十度以上の温度で二時間くん蒸すること。

（三）（一）及び（二）のくん蒸を行う場合、生果実は、未包装のままでくん蒸を行うこととし、一回に処理する生果実の量は、容積比で施設の内容容積の五十パーセントを超えないこと。

（四）消毒された生果実は、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。

（五）（一）のこん包は、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。

（六）各こん包には、台湾の植物防疫機関による封印がなされていること。

（七）航空携行手荷物の保管場所
航空携行手荷物として輸入される場合にあっては、当該生果実が台湾の植物防疫機関により指定された場所において保管されていたものであること。

（八）（一）の検査及び四の消毒が行われた各生果実には輸出植物検査が終了している旨の表示がなされており、また、そのこん包の三面以上に仕向地が日本である旨の表示がなされていること。